

火山災害発生時の対応マニュアル

※ 恵光幼稚園は、火山災害の心配はないが、園外保育等で訪れた場所によっては注意しなければならないところもあるため、きちんと把握しておく。

避難準備情報 避難勧告・指示発令

担当業務内容の確認・準備

- 災害警戒時には、園の防災組織による係別の業務内容を確認し、速やかに避難等の対応ができるよう、点検や準備などをする。
- ① 通報連絡:市や防災関係からの情報収集
- ② 救護:負傷者応急処置用の医薬品の点検・準備など
- ③ 避難誘導:火の元の点検、避難場所経路、場所等の確認
- ④ 搬出:重要表簿・物品等の確認

情報の収集と連絡

- 市の防災関係機関や消防、警察などから現在の状況や交通情報など、必要な情報を収集する。
- ① 園児の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など、適切な行動がとれるようにする。

消火活動

- コンロなど「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を閉め、二次災害を防止する。

施設外への避難

- 火山災害については、事前察知できる場合もあるので、危険を察知したらすぐに避難する準備をする。(大噴火の前兆現象)
 - ①新しい噴気、地温の上昇、地割れ。
 - ②地鳴りがする。
 - ③草木の立ち枯れなど
 - ④地震が1日に何度も発生する。
 - ⑤井戸水、温泉水や温度がいつもと違う。
- 避難先や避難経路、避難の方法を確認する。
- 可能であれば、ブレーカーなど、二次災害発生の防止措置をとる。

噴火警報(レベル4)発表後の対応 《対策本部からの指示・伝達》

1. 園長⇒担任を通して園児に園舎内待機を指示し、以後の保育活動の実施及び火山災害への対応策(登降園の方法・時刻の変更)について決定し、業務の指示を行う。
2. 担任等⇒園児の園舎内待機と安全指導を行う。
3. 通報連絡⇒テレビ・インターネット等からの気象・火山情報の収集、近隣校や地域災害対策課、気象台、警察、消防からの情報収集を行う。
4. 避難誘導⇒交通機関の運行状況、交通状況の確認等を行う。

噴火警報(レベル5)発表後の対応 《対策本部からの指示・伝達》

1. 避難指示⇒園長は、避難経路、避難場所、避難開始を指示する。
2. 避難⇒①担任は出席簿を携帯し、園児の誘導を行う。
 - ②担任から園児への指示(頭部保護・あわてない・押さない・しゃべらない等)(火山災害に関する情報収集のため、ラジオを持参できるとよい)
 - ③地位住民が避難してきたら、避難誘導しながら共に避難する。
3. 避難場所での対応
 - ①担任は人員を確認し、園長へ報告
 - ②救護を中心に、職員は負債者への対応

※噴火警報(居住地域) レベル5が解除になるまでは、幼稚園には戻らない。